

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 6 回児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和 6 年 12 月 4 日（水） 午後 3 時～
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 副会長：後閑 容子 委 員：青島 弘、伊勢 正子、妹尾 忍、中口 武、 大和 美穂
欠 席 者	委 員：植田 暁美、代田 盛一郎、蔦田 夏、牧野 好秀
案 件 名	（１）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について （２）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画に係る答申書 （案）について （３）その他
提 出 さ れ た 資 料 等 の 名 称	資料 1 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案） 資料 2 （仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画の策定に ついて（答申）（案）
決 定 事 項	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）について、答申 をいただいた。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公開
傍 聴 者 の 数	1
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

審 議 内 容

【会長】

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第6回児童の放課後対策審議会を開催いたします。

委員の皆様には、公私御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。
では、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、委員11名のうち出席委員7名となっており、枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

【会長】

それでは、報告のとおり定足数に達しているため、会議を始めていききたいと思います。
会議の前に、傍聴者への資料の配付等について、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第3条に基づき、本会議は公開となっております。審議会の配付資料については、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることとなっておりますが、資料の取扱いに関して、傍聴者に配付するということによろしいでしょうか。会長から御確認を取っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたように、本日の資料の取扱いは傍聴者に配付ということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

それでは、配付するということで決定いたします。事務局、よろしくお願いいたします。

（資料の配布）

【会長】

それでは次に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

【事務局】

本日の資料ですが、次第に続きまして、

資料1 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）

資料2（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について（答申）（案）

以上でございます。過不足等はありませんでしょうか。

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、案件 1「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」についてですが、委員の皆様には、前回の審議会でいただいた御意見を計画素案に反映した計画案を事前に送らせていただき、御確認いただいているところでございます。改めて事務局から、計画素案への意見の反映の説明と、この間にいただいた御意見について、説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

案件 1「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」についてですが、事前に資料を送らせていただきまして、御確認いただきありがとうございました。今回は修正した箇所を中心に御説明させていただきます。

軽微な修正として、「職員」のみの記載では専門知識を有しているかわからないという声をいただきまして、「放課後児童支援員や保育士、臨床心理士等の巡回を行っている職員」に修正しました。また、一部アンケート調査の実施方法や調査内容を記載していなかった部分について、記載したほうがよいのではとの声もいただき、加筆しております。

このような修正内容をすべてここで御説明することは控えさせていただきますが、特に重要な内容について、御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」の、目次を御覧ください。

構成についてですが、まず、4「総合型放課後事業の現状」とさせていただいております。前回では、こちらでは「現状と課題」として、一つにまとめておりましたが、4で現状を説明させていただき、次に、5、6で児童の意見やアンケートから見てきたこと、そして7で「総合型放課後事業の課題」、8、9でその課題に対しての考え方と方向性、目標事業量等といった構成に変更をいたしております。

次に、27ページを御覧ください。

④「小学校長からの意見」ということで、この間、小学校長を対象に総合型放課後事業についてアンケートを実施いたしました。

まず、左上のグラフですが、「総合型報告事業がはじまって良かったこと」といたしまして、最も多い意見としては「児童の居場所の確保」で76.1%となっております。

右上ですが、「総合型放課後事業が始まってよかった点」としては、留守家庭児童会室だけでなく放課後オープンスクエアもあることで児童の居場所の選択肢が増え、児童だけでなく保護者も安心して過ごすことができていると感じている学校が多いことが確認できました。

また、学校外トラブルが減少した、校庭開放がなくなったことで職務に専念できる等、教員の負担軽減に繋がったとの意見もありました。

次に、「総合型放課後事業の課題」としては、空き教室が不足しているため事業の運営場

所を別に確保してほしい、特別教室の使用による授業の制約、安心・安全に過ごせる居場所の確保が課題であるという意見が多く、次に、トラブルや保護者への対応が総合型放課後事業の現場で適切に行える体制の整備、総合型放課後事業の職員の学校ルールを理解、参加している児童が運動場で体を動かせるよう地域開放とのルールの市としての統一が課題と捉えている意見が寄せられました。

次に、２８ページを御覧ください。

⑤「職員や運営事業者からの意見」ですが、こちらにつきましても、事前に送らせていただいたものにはグラフ等がなかったのですが、具体的に示したほうがよいという声をいただきましたので、追加させていただいております。

まず、「留守家庭児童会室の課題」についてですが、子どもの遊びに応じた環境整備が最も多く、次いで、施設や設備の改善、スタッフの資質向上のための機会の充実、要支援児童への対応、児童との関わり方、運営体制の強化が多くなっています。その他では、留守家庭児童会室間の意見交換や情報共有といった回答がありました。

「放課後オープンスクエアの課題」については、子どもの遊びに応じた環境整備や、施設や設備の改善が最も多く、次いで、活動場所に関する調査、要支援児童への対応、児童との関わり方が多くなっています。

両事業について、静かに過ごせるスペースを確保する等、児童の居場所に応じた環境整備への工夫が求められます。

次に、２９ページを御覧ください。

７「総合型放課後事業の課題」で、子どもを主体とした考え方であるため、表現の仕方を変更したほうがよいのではないかという声をいただいておりますので、「児童の権利の尊重」から「子どもの権利の尊重」という表現に改めております。

また、総合型放課後事業を運営していく中で、枚方市として見えてきた課題を盛り込んではどうかという声をいただいておりますので、こちらに反映させていただいております。修正した箇所ですが、上から３行目「児童の意見や気持ちを受け止めずに大人（職員等）の意向で取り組みを進めている場合もあることから、児童の意見を聴き、気持ちに寄り添うことが大切です。」の文言を追記しております。子どもに寄り添ってほしい、子どもの意見を聞き事業に取り組んでほしいという声を受け、反映させていただいております。

次に、②「障害のある児童等への支援の充実」ですが、上から３行目「障害に対する認識不足や障害の種類も多種多様で一人ひとりの対応が難しく、職員もどう対応してよいか悩んでいるとの声があることから、職員に対する研修の充実や児童に丁寧に関われるよう障害児加配職員の十分な配置が求められます。また、障害のある児童以外にも、虐待やいじめを受けた児童や、日本語能力が十分でない児童への対応が求められます。」としています。

次に、③「児童の放課後のより良い居場所づくり」について、留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア両事業の趣旨に沿った運営や、施設整備並びに老朽化対策など環境整備や、運営の質の向上を図っていくことについて記載をしております。

ここでは、アンケート等から、人員配置について、また、学校施設の有効活用についての声を受けましたので、追記しております。

下から７行目「また、保育の需要の高まりもあり、適正な人員配置が求められます。放課

後オープンスクエアについても、学校施設を活用しきれていない状況や見守りにおける職員の関わり方の認識にも差が見られるため、より良い児童の居場所となるよう、さらなる学校施設の活用の工夫や環境整備、運営の質の向上が求められます。」と修正をしております。

次のページを御覧ください。

⑤「支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり」につきましては、学校アンケートでも、一定、食事を十分にとれていない児童について確認をしております。上から3行目「また、総合型放課後事業の中でも、夏季休業期間などの三季休業期に児童が弁当を持参していないケースや、昼食を食べていない児童も見受けられたことから、学校給食のない三季休業期に家庭において十分な食事を取れない児童への支援について、児童の健全育成の観点から市全体で連携して取り組む必要があります。」としています。

次に、⑥「就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続」について、アンケート調査で「小1の壁」を感じている保護者が多く、情報が足りないといった声が寄せられておりましたので、そちらについて追記をいたしております。「幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすることが大切ですが、現状は就学前施設との情報共有や交流が十分図られていません。幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても就学前施設や学校と児童の状況についての情報共有や連携、就学前施設と留守家庭児童会室の児童同士の交流を行い、児童が安心して放課後を過ごすことができる取り組みが求められます。」と修正しています。

次に、⑦「多様な体験活動の推進」では、上から3行目「児童が色々な体験活動をしてみたいと感じており、多様な体験活動ができる機会の充実が必要です。」と修正しています。

次に、31ページを御覧ください。

⑨「子育てしやすい環境づくり」について、アンケートから見えてきた保護者ニーズ等を踏まえまして修正をしております。上から3行目「本市においても、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加していることや、また、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の児童の居場所が課題となっていることから、児童や保護者に寄り添った施策の充実が求められます。」と修正をしています。

次に、8「放課後児童対策の考え方と方向性」ですが、こちらにつきましては、前回お示しさせていただいていたとおり、二つの柱で構成しており、一つ目が「総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進」、そしてもう一つが「総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備」となっております。

前回との違いですが、まず、【基本的な考え方】につきましては、上から5行目「自主性や社会性、創造性といった能力を自ら育んで、」となっておりますが、こちらは「自主性」ではなく「主体性」に今後修正させていただきます。

次に、32ページを御覧ください。

③「配慮が必要な児童への教育・保育の充実と支援」ですが、こちらにつきましても、配慮が必要な児童に対してより丁寧な対応が求められていることから、文言を追記いたします。上から4行目「障害のある児童については、地域における障害児支援の中核的役割を担うひらかた子ども発達支援センター等との連携強化を進めます。また、虐待やいじめ

を受けた児童、日本語能力が十分でない児童に対しては、学校と連携を図るとともに、必要に応じ、子ども家庭センターやまるっとこどもセンター等との専門機関とも連携します。」としています。

次に、⑤「総合型放課後事業の質の向上と連携」ですが、上から5行目「総合型放課後事業の運営内容について、客観的な評価を受けることにより、事業の質の向上に努めます。また、児童が様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接することができるよう、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの児童の交流を図るなど、両事業の連携を進めます。」としています。

次に、33ページを御覧ください。

⑥「職員の資質向上と人材確保」ですが、上から3行目、「責任と役割に応じた運営の徹底を図るとともに、必要な人材確保に努めます。」の文言を追記しております。

次に、⑦「施設等の環境整備」ですが、こちらにつきましても、アンケート等で多くの声がありましたので追記をいたしております。修正箇所といたしましては、「施設改善を求める児童や保護者のニーズが高いことを踏まえ、児童にとってより良い居場所となるよう環境改善に取り組みます。」、7行目「安全管理マニュアル等に基づき各施設で作成している「安全計画」に従い、児童の安全の確保を図るため、児童の設備の安全点検、児童に対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他安全に関する事項について必要な措置を講じます。ならびに留守家庭児童会室は感染症のまん延や災害時においても必要に応じて開室する必要があるため、様々な場面を想定し、事前に業務が継続できる体制を定めます。」と修正をいたしております。

次に、⑨「支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり」ですが、こちらにつきましても、本審議会から具体的にどこの関係機関と連携をするのかが見えなほうがありましたので、上から2行目「まるっとこどもセンター等の専門機関や市長部局の各福祉施策を扱う福祉部門との連携強化を図ります。」と修正しております。

次に、⑩「就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援」では、上から4行目の「児童の状況について保育所（園）等の就学前施設や学校と留守家庭児童会室の連携や情報共有を図ります。」と修正をいたしております。

次に、34ページを御覧ください。

二つ目の柱の（２）「総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備」ですが、①「保護者ニーズに合った事業の充実」下から4行目、「また、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭の朝の時間帯における児童の居場所づくりについて、課題整理の上、検討を行います。」の文言を追記いたしております。

次に、36ページを御覧ください。

（４）「児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標」ですが、前回お示ししたときには満足度や児童がどう思っているかを数値でお示ししておりましたが、本審議会から数字がひとり歩きしてしまうのではないかと御意見をいただいておりますので、修正をいたします。「めざす方向性」の部分ですが、「各事業による総合型放課後事業の充実を図りながら、児童の満足度の向上をめざします。」「留守家庭児童会室と放課後オープンス

クエアの連携を図り、主体的に活動できていると感じている児童を増やします。」「留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、それぞれの友達と遊べたと感じている児童を増やします。」と修正をいたしております。また、今後もアンケートを実施し、数値も見ながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、37ページを御覧ください。

10「放課後児童対策の具体的方策」ですが、こちらにつきましては、「検討」の矢印につきまして、令和7年度から令和11年度まで5年間すべて「検討」として表記をさせていただいておりましたが、検討の期間を区切らせていただき、今後どのように課題と向き合っていくのかということで、「検討」の矢印を調整させていただいております。

最後に、40ページを御覧ください。

11「放課後行動計画の推進体制」ですが、こちらの文言につきまして変更等はございませんが、ここでお示ししている内容を、図で表したものを追記しております。PDCAサイクルに落とし込んだものになり、アンケート調査やモニタリングの実施・職員等からの意見聴取、庁内委員会での検証・評価、そして、本審議会での検証・評価を経まして、「検証・評価」を踏まえた見直しを行い、それに対して、放課後行動計画やこども計画への反映をし、市民や保護者等への周知を行ってまいります。

案件1の説明は、以上でございます。

【会長】

ただいま「枚方児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」について説明がありました。

本日は、計画案の最終確認の場となりますが、ただいまの説明について何か御意見、御質問はございますでしょうか。

【委員】

37ページの⑤の2つ目の項目について、「検討」と「実施」という矢印が繋がっているのは、修正いただいた方がよいと思います。

【事務局】

1年目で「検討」して、2～4年目で「実施」です。記載誤りのため、修正します。

【会長】

「子ども」や「小1の壁」等の言葉の説明はつけるのでしょうか。特に「子ども」「こども」「児童」の表現については、色々な形で使われていますので、説明が必要かと思います。

【事務局】

「小1の壁」につきましては、一定浸透してきているのかなというところでは、説明はつけなくてもよいかと考えています。「子ども」の表記につきましては、上位計画や「枚方市こども計画」でも同様の議論がありますので、そちらに基づいて同じ表記にしていきたいと思いますが、誤解のないように、注釈等でお示しさせていただけたらと思います。

【副会長】

37ページ以降の「具体的方策」で、「検討」だけで終わっている項目が幾つかあります。これは予算や優先順位等の問題があって、「実施」につながらないというニュアンスがあるのかなと思います。検討後何らかの対応をしたいけれどもそれができない、というような表現があった方がよいと思います。

【事務局】

前回、「検討」だけで終わっていたものについては、5年間の矢印で「検討」とさせていただいてましたが、表現については御意見をいただいております。

検討するということは前向きに考えていくということですので、検討した上で、実際に「実施」につながるのかどうかを、その時に判断させていただくという意味合いで、現在の表記になっています。

今お伝えした内容がわかるように、注釈として、説明を付けさせていただいたらと思います。

【副会長】

よろしくお願いします。

【会長】

この表の下に40ページに記載しているような、今後、庁内委員会や本審議会で進捗状況を管理し、経年的に見て修正を加えていくような表現を追記するのがよいと思います。

【事務局】

修正します。

【委員】

「障害のある児童等」という表記を、29ページの②ではされていますが、他の表記と合わせて、「配慮が必要な児童」に変えたほうがよいと感じました。

最近のご自身のお子さんに障害があるという認識をされる保護者が、すごく少ないように思います。

いきいき広場やオープンスクエアに1人で行ける、だから誰かがついてないと活動できないということではないという保護者はよくいます。いきいきの活動を見守る大人は、子どもが支援学級かわからない状態で活動をしているので、実際の様子をみて思うことがあります。

言葉が通じない子が来ることもあります。片言の英語を使って何とかコミュニケーションを取ろうと思いますが、その子自身がうまく伝わらないことを察していて、もう泣くしかないといったこともありました。

そういった事情もありますので、ここは「障害」ではなく、「配慮が必要な」という表現

にしてもらいたいと思います。

【事務局】

「配慮」というと広い意味になり、わかりづらくなるということで庁内議論があり、「障害」と変えさせていただきました。ただ、委員がおっしゃられたような状況もありますので、「配慮のある児童」に変えさせていただきたいと思います。

【会長】

もし可能でしたら「合理的配慮の必要な児童等への支援の充実」とすると、「障害」も含めた表現になりますので、そのほうがよいかと思います。

また、②の文章の中に「適切な配慮」と記載がありますが、「合理的配慮」のほうが専門的な意味も含んでいますのでよいと思います。

【事務局】

わかりました。修正します。

【委員】

38ページの⑦「施設等の環境整備」について、「障害のある児童を含めた」という表現があります。一方⑧「学校施設の有効活用」では、「児童一人ひとりの」という表記になっています。環境設備というところで、車いすを使っている子等に対する設備を拡充するという意味だとは理解できるのですが、表現を合わせてもよいと思います。

【事務局】

こちらも「合理的配慮」という表現に変えさせていただけたらと思います。

【委員】

障害の「ガイ」って、この字でよいのでしょうか。私はいつも研修で受けいるのは平仮名表記だったので、ぱっと見たときに少し嫌な気持ちになりました。

【事務局】

「子ども」の表記と同様に、枚方市は今、「障害」は漢字で統一されてるので、それに合わせて使わせていただいております。

【会長】

公的な文章や法律用語では、「ガイ」は「害」なんですね。一般に使われる場合、話し言葉等のときには平仮名を使ったり、「碍」という字を使ったりします。

障害の概念の中に body function and structure, activity, participation というものがあります。その participation のところで、我々のほうが障害者を差別してる、除外してるというような意味で言うと、その「害」というのは一定意味があるのではと思います。

おっしゃるように、「害」というのは非常にイメージが悪い言葉になりますので、今後、可能であれば外していく方向がいいと思います。子どもの放課後を豊かにしていくのだから、マイナスな表現はできるだけ避けたほうがいいと思います。

他はよろしいでしょうか。皆様、ご意見いただきありがとうございます。

それでは、この計画案につきましては軽微な文言の修正ということで、事務局でお願いできますでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

では、案件2に移らせていただきます。

「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定に関する答申書（案）について」、若干の修正はありましたが計画案がまとまりました。市へ答申するにあたり、行動計画の期間は5年間となっていますが、委員の皆様から将来的な子どもの居場所を見据えた御意見もありましたので、これらの意見を取りまとめて付帯意見として市に答申してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。その点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

御説明いたします。資料2「（仮称）児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について（答申）（案）」を御覧ください。

こちらは、児童の放課後対策審議会から教育委員会にいただく答申書（案）となります。ただいま会長からもお伝えいただいたとおり、計画策定にあたり、将来的な子どもの居場所を見据えた御意見をまとめております。

付帯部分について読み上げさせていただきます。

「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」に対する付帯意見。

1. 総合型放課後事業は始まってまだ2年目の事業であるため、児童や保護者等の意見を聞きながら事業の改善を着実に進める一方で、児童のより良い居場所として将来的にどうあるべきか、長期的な視点での検討も合わせて進めていただきたい。

2. 児童の放課後の居場所は児童自らが自由に選択するもので、大人が選択するものではないことから、児童自らが望む居場所を選択できるよう、総合型放課後事業のあり方を検討していただきたい。

3. 児童の居場所として環境や遊具が十分でない施設が見受けられたことから、今後は総合型放課後事業に係る財源を確保し、施設の環境の整備や遊具の充実に取り組んでいただきたい。

また、答申書に添付する資料といたしまして、本審議会における審議経過と委員名簿をつけておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

ただいま答申書（案）についての説明がありましたが、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

【委員】

２番目、「大人が選択するものではないことから」という表現は、就労等の大人の事情もあって留守家庭児童会室に行ってもらえるものですから、少し違和感があります。子どもだけの意見だと、家に帰りたいという子が大半になってしまうと思います。

【会長】

そうですね。「大人の選択」の部分は、除いてもよいでしょうか。

総合型としてこれまでずっと議論をしてきましたが、留守家庭児童会は有料、オープンスクエアは無料で、これらを総合型でやっていこうというのは、やはり難しいと思います。実際どんどん無料のほうへ移行しているという状況があります。真の意味での総合型の事業を実現してもらいたいと思います。

２番を全部除くということもあります。

【委員】

実際は、児童会もオープンスクエアもいきいきも、「用意が必要だから行かないで」とか、「今日は家に１人でいてほしくないから行って」など、保護者の都合に合わせるということは起きていると思います。枚方市のやりたいことはとても理解できますし、私たちもできることはやっていきたいと思いますが、実際子どもが選ぶのは難しいと思います。本当は子ども自身で選んで来てほしいですが、その一部は親の希望で成り立っているところがあると思います。

児童会からオープンスクエアに移行しているのも、「その時間に大人が見てくれたらそれでいい」、「お金がかかる児童会はやめた」という保護者が多くいるのだと思います。

そういう意味で、２番自体に無理があるのかなと思います。

【委員】

書くとしたら、大人の都合で行ったとしても、また行きたいと思えるような場所であるということかと思います。居心地がいい場所であるということが重要だと思います。

【会長】

自ら望む居場所ということですね。

【副会長】

案件１でご説明いただいた学校アンケートでは、「総合型放課後事業が始まってよかった点」で、児童が安心して過ごせる居場所の選択肢が増えていることが挙がっていました。総

合型になり、選択肢が増え子どもを中心に考えながらそれぞれの家庭の事情も併せて選択することができるようになったことが、いい点だったと思います。是非、その点を考慮し、総合型のあり方を検討していただきたいと思います。「児童自らが望む居場所を選択できる」という言葉は、とても大切なことだと思いますので、反映していただければと思います。

【事務局】

本来、一体型は一つの事業であります。現状分かれた形になっています。2番の2行目で「選択できるよう」となってしまうと、いつまでたっても選択する事業になるので、この文言を変えてはどうかと思います。

例えば、「児童にとって自分が行ってみたい居場所となる総合型放課後事業のあり方」といった文言はいかがでしょうか。

【会長】

なるほど。そうですね。

【事務局】

2番につきましては、視察時に、子どもたちから直接、「本当は児童会に行きたかったけれど、保護者の都合で」という声を聞かれて、事業のあり方としてどうなのかという議論がありました。

このあり方というのは、制度も含めてのお話だったと思いますので、そのあたりをお示しさせていただいたものになります。

【副会長】

その点は、1にある「事業の改善を着実に進める一方で、児童のより良い居場所として将来的にどうあるべきか、長期的な視点での検討も合せて進めていただきたい」ということと、同じような意味になると思いますが。

【会長】

そうですね。となると、2番は除くことになりますか。

【事務局】

1番だけで見てしまうと、2番の意味合いがあまり出ていないように思います。5年間の計画の中では、あり方のところまでは出せないというお話があった中での御意見だったと思います。

【副会長】

特に尊重してほしいのは、子どもが自ら行きたいと思うような居場所を選択できる視点を忘れないでほしいということだと思います。

【事務局】

「大人が選択するものではないことから」を削除し、「自らが望む居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方を検討していただきたい」という文言修正はいかがでしょうか。

【会長】

それでどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、文言修正をお願いします。

【事務局】

修正します。

【会長】

それでは、案件2については、以上ということにさせていただきます。

それでは、案件3「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

連絡事項を2点お伝えさせていただきます。

まず1点目は、答申についてです。

先ほど、計画案及び答申書案を御確認いただきましたので、本日付で児童の放課後対策審議会から答申をいただきたいと思えます。この後、引き続き大西会長から教育委員会へ答申を行っていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目としまして、今後のスケジュールについてですが、枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画策定に係る審議会の今年度の開催は、本日で最後となります。皆様には御多忙の中、会議に御出席くださいますと誠にありがとうございました。

また、答案をいただきました計画案は、今後12月12日から1月8日までの期間でパブリックコメントを実施し、その後、パブリックコメントの結果を踏まえて最終の確認・修正等を行った上で、教育子育て委員協議会及び教育委員会定例会にて計画最終案の報告を行い、3月末に計画を策定してまいりたいと考えています。委員の皆様には、パブリックコメントが終わった後、ご報告をさせていただくとともに、児童用のわかりやすい版もお示しさせていただこうと考えております。

案件3「その他」については、以上です。

それでは、審議会を代表して大西会長より、教育委員会岩谷副教育長へ答申書及び「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）」を手交していただきたいと存じます。

【会長】

では、答申書に署名いたします。

【事務局】

大西会長、岩谷副教育長前へお願いいたします。
写真を撮らせていただきます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

【事務局】

ありがとうございました。
岩谷副教育長から、皆様に御挨拶させていただきたいと存じます。

【副教育長】

ただいま、枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（案）につきまして、大西会長より答申をいただきました。会長をはじめ審議会委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本市の未来を担う子どもたちのために多大な御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

少子化や核家族化の進行、家庭や地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの意見聴取における子どもたち自身の視点から見ても、放課後に安心して過ごせる居場所の存在がこれまで以上に重要になっています。家庭や地域のつながりが希薄化する中で、放課後の時間を安全に、そして有意義に過ごせる場は、子どもたちの心身の健やかな成長には欠かせません。ただ預ける場所としての役割ではなく、友達や地域の人々との交流、創造的な活動、多様な経験を通じて、自分らしさを育む場として、子どもの居場所の価値はますます高まっていると認識しております。

一方で、小学校入学後に直面する「小1の壁」と呼ばれる課題は、子育てと仕事を両立しようとする保護者にとっては深刻な問題であることは、今回のアンケート調査等でも明らかになりました。

また、保育所等と異なり、学童保育の利用時間や施設の制約によって働き続けることが困難になるケースが多く、この問題が家庭生活や社会全体に影響を及ぼしている現状を強く認識しています。本市では、こうした課題を解決し、子どもたちにとってよりよい環境を整えるため、令和5年度から、全小学校で総合型放課後事業を開始しました。この事業は、始まってまだ2年目の事業であるため、今回いろいろと御審議いただいた中で課題もあり、今後も児童や保護者等の意見を聞きながら事業の改善を着実に進めてまいります。

今回の計画において、これまでの取り組みをさらに発展させるための具体的な方向性を示しており、特に「すべての子どもに居場所を」という考えを強調しています。これは、すべての子どもが分け隔てなく豊かな放課後を過ごせるよう、社会全体で支え、環境を整備していくという非常に重要な視点です。子どもの居場所は単なる空間ではなく、子どもたちの将来を育む土壌であると考えています。

今回の答申を真摯に受けとめ、子どもたちにとって豊かで安全な居場所をさらに充実させる取り組みを進めていくとともに、子どもたちの声を聞きながら、一人一人が輝ける環境

づくりを目指してまいります。

また、保護者の安心を支え、「小1の壁」を克服する施策を推進するなど、子育てしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

最後に、審議会委員の皆様の御協力に改めて感謝申し上げるとともに、今後とも本市施策への御提言、御意見、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【会長】

私からも、委員の皆様に御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様には、非常に御多用の中、計6回にわたってそれぞれの立場から審議を重ねていただき、また、審議会の円滑な運営に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまをもちまして、予定どおり教育委員会へ答申を行うことができました。繰り返し感謝を申し上げます。教育委員会におきましては、本審議会の意見を十分踏まえながら本計画を策定して、その取り組みを進めていただくよう強くお願いをしておきます。

それでは、以上をもちまして令和6年度第6回枚方市児童の放課後対策審議会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。